

(3) 入院および治療期間で



1) 実施内容

- ① 病棟看護師は入院後速やかに口腔アセスメントを行う。
- ② 必要がある場合は、歯科医師あるいは病棟看護師等が口腔ケアを継続する。(訪問診療)
- ③ 口腔アセスメントは定期的に行い、その結果により口腔ケアの内容を見直し継続する。

【口腔内アセスメント表（看護師用）】

2) 注意事項

- ① 地域歯科医療機関からの診療情報提供書に歯科口腔外科受診の指示がある場合、院内に同科がある場合は速やかに受診させる。歯科口腔外科がない場合は、地域歯科医療機関と相談する。
- ② 不明な点がある場合は地域歯科医療機関に問い合わせせる。

(4) 退院後

1 : 病院から

1) 実施内容

- ① 歯科処置を再開する必要がある場合は患者に予約をするよう説明する。
- ② 「診療情報提供書 A(治療後・退院時)」を作成し、患者が地域歯科医院へ持参する。



【診療情報提供書 A (治療前・治療後・退院時)】

2) 注意事項

- ① 患者の状態の変化などにより歯科処置内容の変更が必要な場合は、「診療情報提供書 A (治療後・退院時)」に記載する。
- ② 必要があれば、口腔ケアアセスメントシートを添付する。

2 : 連携歯科医院から

1) 実施内容

- ① 退院後、口腔処置の継続の必要がある場合、再開する。



2) 注意事項

- ① 病院からの診療情報提供書 A に基づき、担当医との連絡を密にして処置を行い、受診報告書を患者が病院に持参する。
- ② 必要に応じ診療情報提供書 B を作成し、患者が病院に持参する。

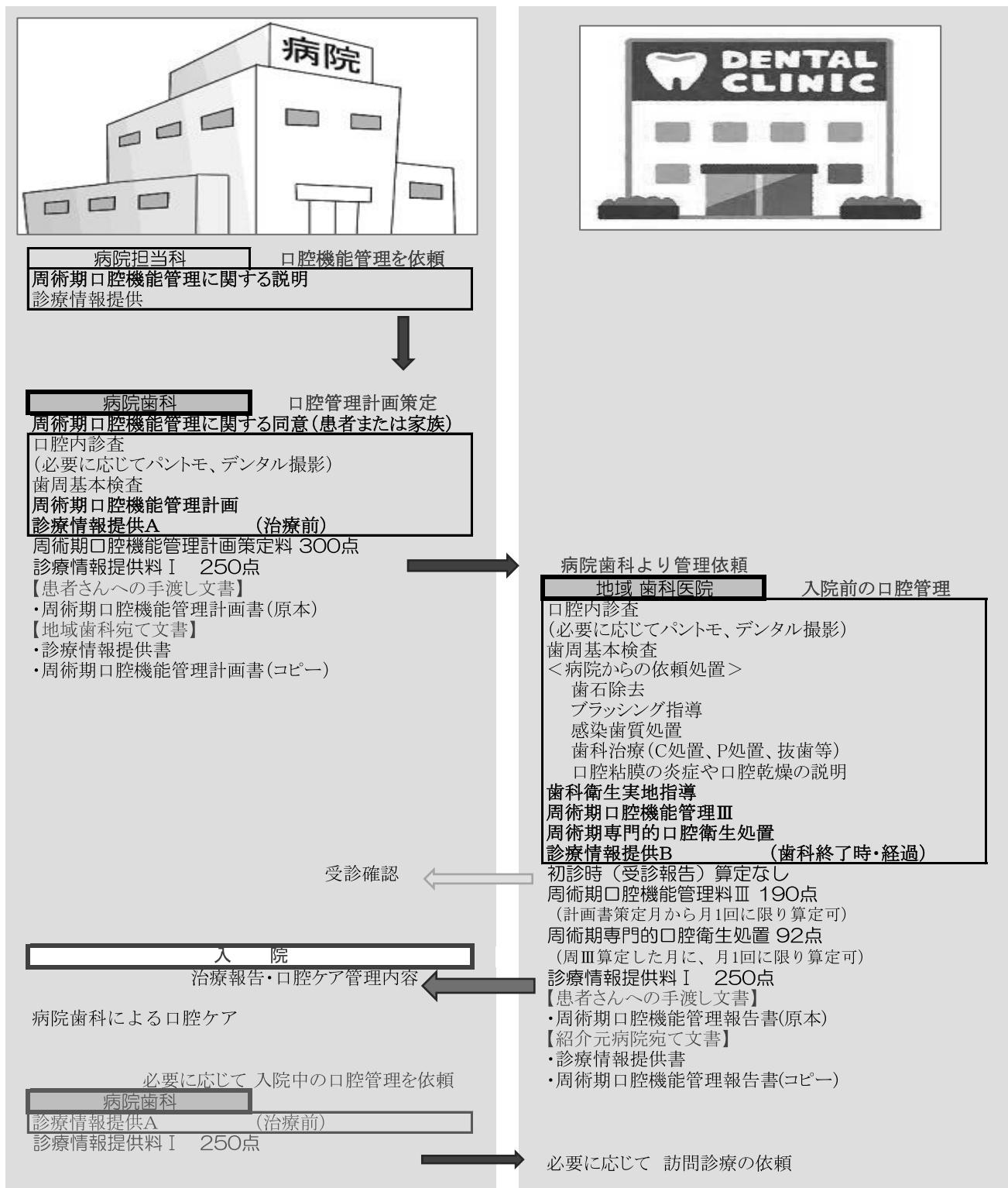
【診療情報提供書 B (歯科終了時・経過)】



チーム医療

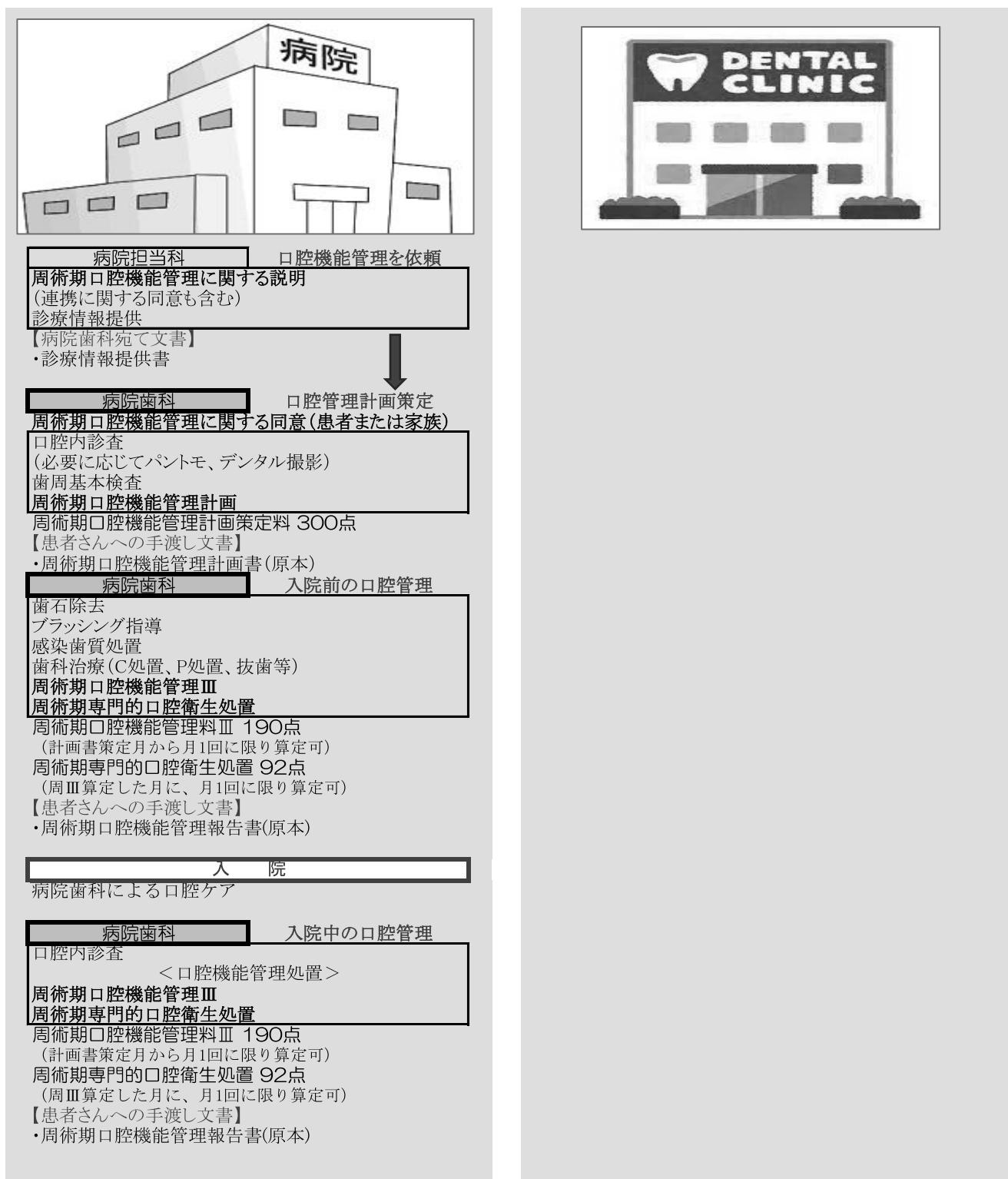
《2》 連携のチャート図

(1) 連携 2-D: がん診療病院（病院歯科あり）と地域歯科医院との連携





(2) 連携 2-E：がん診療病院（病院歯科あり）の院内で連携



治 療

病院歯科による口腔ケア

病院歯科

入院中の口腔管理

口腔内診査

<口腔機能管理処置>

周術期口腔機能管理Ⅲ

周術期専門的口腔衛生処置

周術期口腔機能管理料Ⅲ 190点

(計画書策定月から月1回に限り算定可)

周術期専門的口腔衛生処置 92点

(周Ⅲ算定した月に、月1回に限り算定可)

【患者さんへの手渡し文書】

- ・周術期口腔機能管理報告書(原本)

退 院

病院歯科

退院後の口腔機能管理

口腔内診査

歯石除去(必要に応じて)

ブラッシング指導

歯科治療(C処置、P処置、抜歯等)

口腔粘膜の炎症や口腔乾燥への対応

疼痛管理・炎症コントロール

周術期口腔機能管理Ⅲ

周術期専門的口腔衛生処置

周術期口腔機能管理料Ⅲ 190点

(計画書策定月から月1回に限り算定可)

周術期専門的口腔衛生処置 92点

(周Ⅲ算定した月に、月1回に限り算定可)

【患者さんへの手渡し文書】

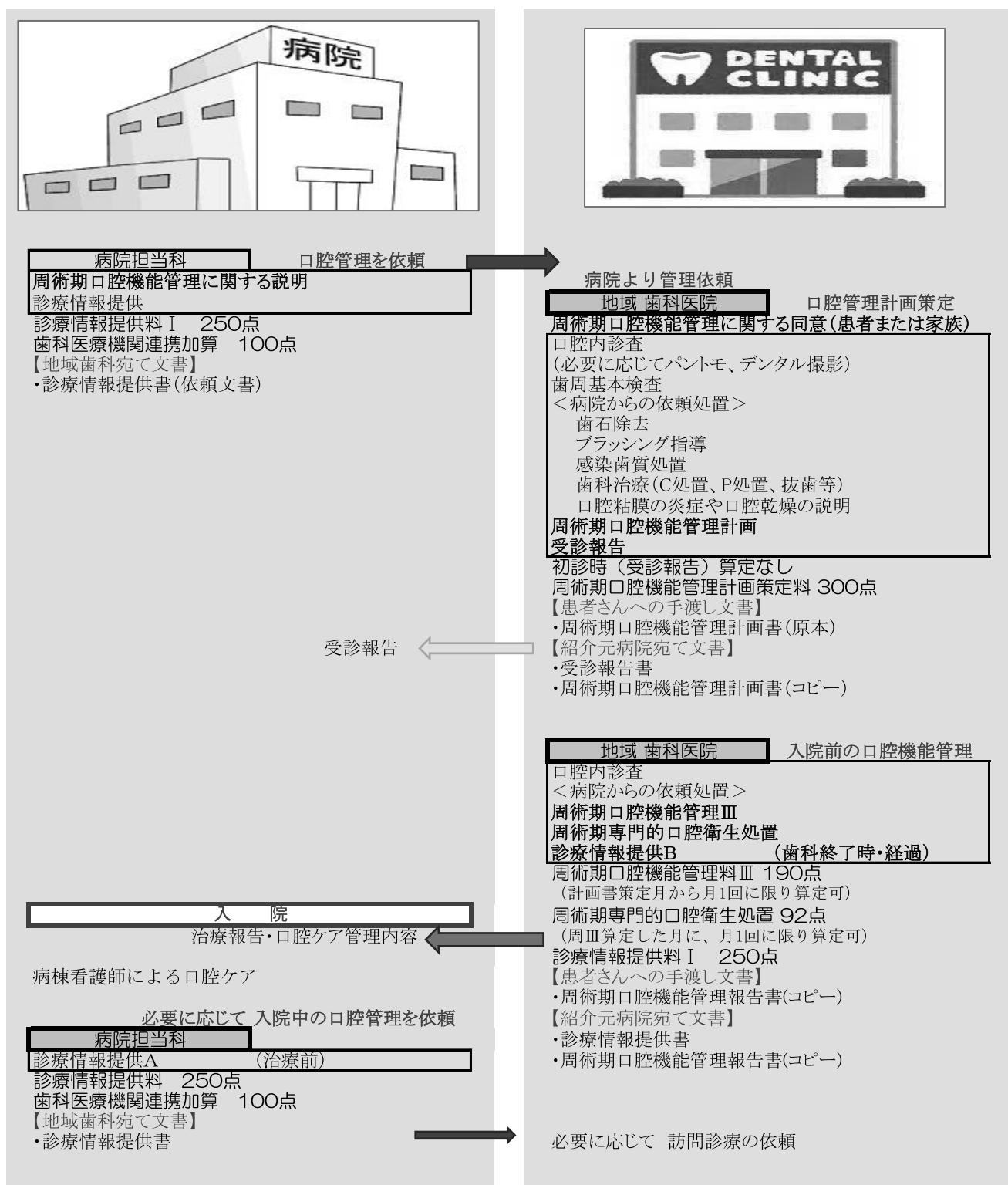
- ・周術期口腔機能管理報告書(原本)

管理報告書

患者の状態に大きな変化がない場合は

前回の提供日から3ヶ月に1回以上提供

(3) 連携 2-F：がん診療病院（病院歯科なし）と地域歯科医院との連携





VII. 周術期口腔機能管理における診療報酬請求について

1 地域歯科医院

- ① 同一月においては、原則として、周術期口腔機能管理料または歯科疾患管理料等のいずれかにより管理を行う。
- ② 歯科疾患管理料を算定している場合、同一月の手術前においては周術期口腔機能管理料の算定はできないが、手術後においては同一月であっても算定できる。
- ③ 周術期機能管理が終了した後に、歯科疾患があり、必要な医学管理を行う場合は、周術期口腔機能管理料の最後の算定をした翌月から歯科疾患管理料等により管理を行う。
- ④ 訪問歯科衛生指導料と周術期専門的口腔衛生処置は、必要があり、それぞれ実施した場合には、それぞれ算定することができる。
- ⑤ 機械的歯面清掃処置を算定している場合、同一月の手術前においては周術期専門的口腔衛生処置の算定はできないが、手術後においては同一月であっても算定できる。

2 病院歯科

- ① 同月に同一の保険医療機関において、手術前に周術期口腔機能管理料Ⅰを算定した患者に対して、手術前の周術期口腔機能管理料Ⅱを算定する場合。この場合において、周術期口腔機能管理料Ⅱに係る管理を実施した際に管理報告書を提供すること。
- ② 同月に同一の保険医療機関において、手術後に周術期口腔機能管理料Ⅰまたは周術期口腔機能管理料Ⅱを合計して3回以上算定する場合、手術後の1回目の周術期口腔機能管理料に係る管理を実施した際および当該月に予定する最後の周術期口腔機能管理料に係る管理を実施した際に管理報告書を提供すること。